

第7章

施策実現に向けた推進方策

- 住宅施策の実現に向けた推進体制のあり方などについて示します

7 施策実現に向けた推進方策

第6章までの施策の実現に向けては、推進体制も重要であり、今後の社会状況の多様な変化への柔軟性も大切です。

そのため、施策実現に向けた推進方策を下記に示します。

(1) 住宅施策の推進体制

1. 住まいづくりにおける市民・事業者・行政の連携

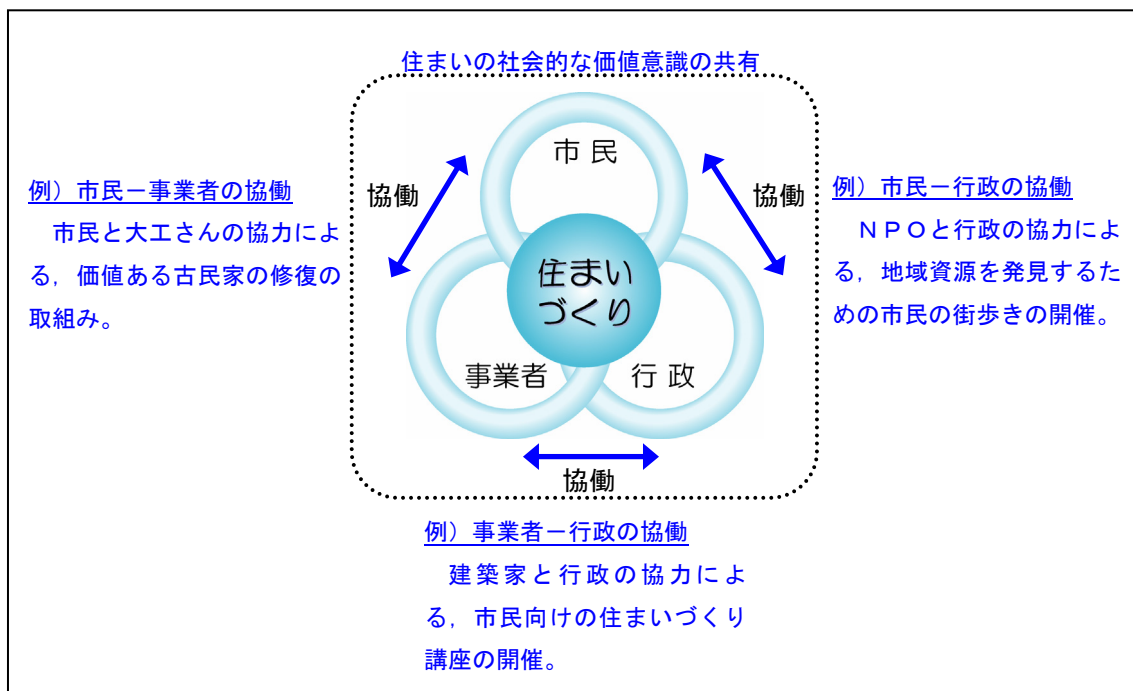
住まいは、個人や家族の生活基盤であり、所有者にとっての私的財産であるだけでなく、個々の住まいが集まれば、街並みという、皆が大事であると思うものとなるように、住まいはまちをかたちづくる、社会的な価値も併せ持っています。

また、住まいづくりには、市民や事業者が主体的に行うものだけでなく、社会性を勘案して行政が行うもの、行政と事業者との協働で行うものや、行政と市民との協働により行うものなど、様々な行い方があります。

これらのことから、これからの住まいづくりにおいては、市民・事業者・行政の三者が、それぞれの取組みにおいて「住まいはまちをかたちづくる」という社会的な価値意識を持つことが重要になると考えられます。

さらに、住宅をめぐる様々な状況に対応していくために、必要に応じて三者が連携・協働しながら住まいづくりに取組んでいくことが重要となります。

このため、市民の住まいづくりへの参加・協力を促す勉強会やイベント等の企画・開催、住まいにかかわる各種団体への本計画の周知や協力体制づくり等を進め、市民・事業者・行政の三者が連携・協働した推進体制の強化を促進します。



図：これからの住まいづくりの取組み

2. 新潟市組織における住宅施策推進体制

住まいづくりにかかわる住宅施策には、防災や環境、ユニバーサルデザインなど広範な要素を含んでいるものであり、その推進にあたっては、関係部局との連携が重要となります。

そのため、本計画の所管課が、関係部局との連携をとりながら、住宅施策を推進します。

具体的な連携の一つとして、関係部局で様々に発信する住まいづくり関連の情報については、本計画の所管課が一元して企画・管理・運営いたします。

このように情報の一元化を進めることで、市民に、適切な情報が適切に伝わり市民満足度が向上することを目指します。

また、重点施策の推進にあたっては、関係部局との連携体制を構築し、重点的に推進します。

3. 新潟市と関係機関との連携体制

社会情勢の変化等に対応するためには、市が、国・県等関係機関との相互連携を強化し、地域の実情に合った制度のあり方について協議しながら効率的かつ適切に施策が推進されるよう努めます。

(2) 住宅施策の実施状況の検証と見直し

1. 住宅施策全般についての実施状況の検証

住宅施策全般において、市が主体となって行う施策については、毎年度当初に実施予定を整理し、年度末にその実施状況を確認するとともに、その成果を検証します。

また、市民や事業者など市以外が主体となって行う施策については、できる限り、毎年度当初にその促進のための情報提供等の実施予定を把握し、年度末にその実施状況を確認します。(なお、この情報提供等については、市の本計画の所管課が一元管理しますが(P.86 参照)、その検証は、市民満足度の調査等(P.72 参照)によって行います。)

こうして施策の実施状況を確認・検証し、その結果については、市のホームページ等を通じて市民に公表します。

2. 重点施策についての実施状況の検証

重点施策については、毎年度当初に、本計画の所管課が、前記同様に施策の実施予定を作成し、年度末にその実施状況を確認するとともに、その成果を検証します。また、検証結果によっては、次年度における施策推進のあり方を改善します。

こうして施策の実施状況を確認・検証し、その結果については、市のホームページ等を通じて市民に公表します。

3. 住宅施策に関連する指標の設定について

住宅施策を進める指標等の設定にあたっては、国・県と連携をとりながら、本計画に即するものとなるよう検討し、設定します。

4. 市民ニーズの反映

住宅施策全般の実施状況の検証結果については、市のホームページ及び住まいの情報コーナーに掲示し、メールや郵送等により意見を随時受け付けます。また、住宅に関するアンケート調査等を実施します。これらを施策見直しの検討材料としていきます。また、重点施策の実施状況の検証結果についての市民意見も同様に、施策見直しの検討材料とするとともに、年度当初には重点施策の実施予定の作成において参考とします。

さらに、住まいづくり関係のイベント等において、参加者を対象にしたアンケート調査を適宜実施するとともに、市民からのその他の様々な住まいづくりに関する意見を随時受け付け、市民ニーズの反映に努めます。

5. 住宅施策の見直しについて

前ページの「4. 市民ニーズの反映」で述べた内容に基づき、市民意見を勘案しながら、住宅施策の見直しを行います。

さらに、社会情勢の変化等に的確に対応していくために、有識者等からなる「住宅施策検討会議（仮称）」を設置し、毎年度開催するとともに、住宅施策の見直しに向けた検討を行います。

